

# 令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第8回総会

日時：令和4年10月31日（月）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

#### 1 答 申

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書  
「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書

#### 2 受理報告

#### 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価調査計画書について

資料2 「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	平林委員
	池邊委員	廣江委員
	奥委員	水本委員
	日下委員	森川委員
	玄委員	保高委員
	小林委員	渡邊委員
	高橋委員	

(16名)

事務局	藤本政策調整担当部長
-----	------------

資料 1

令和 4 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第二部会長 宮越 昭暢

「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書  
について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和4年8月29日に「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【騒音・振動】

計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、工事用車両の走行に伴う騒音について、特に夜間走行が想定される場合には、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、環境影響評価書案において記載すること。

### 【地盤、水循環 共通】

本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、掘削工事や構造物の設置に際しては地盤沈下と地下水位の変化について十分な調査が求められる。本計画書では地盤及び地下水の調査範囲は示されているものの、具体的な地点が示されていないことから、現地の状況を適切に把握できる複数箇所の調査地点を選定し現地調査を行い、工事の施行中及び完了後における地盤の変形の範囲及び程度並びに地下水位及び流況の変化について適切な予測・評価を行うこと。

### 【廃棄物】

本事業では、事業区間の約 5.2 km のうちの約 4.8 km がシールド工法及び開削工法を用いたトンネル区間であり、2 つの新駅の建設が予定されている。このため、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の工法や工程に加え、掘削対象とする地質等を十分に精査し、廃棄物等の性状ごとの発生量及び再資源化量について詳細に検討し、予測・評価を行うこと。

### 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年8月29日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年10月24日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、 史跡・文化財、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和4年10月31日	・答申

資料 2

令和 4 年 10 月 31 日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲 一 郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋 藤 利 晃

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和4年8月31日に「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

### 【悪臭】

施設の稼働に伴う悪臭の予測に当たっては、本事業による悪臭防止対策を基に類似事例等を参照する方法によることとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

### 【騒音・振動】

本事業では、施設規模及びごみ処理方式の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。



### 【廃棄物】

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方式等を検討し、類似事例に基づき予測するとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方式が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

### 【温室効果ガス】

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と異なる計画であることから、施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量について計画内容に合わせた設定根拠を示し、温室効果ガス排出量を予測すること。また、廃熱利用による発電では、設定した発電量のエネルギー収支を明らかにした上で温室効果ガス削減量を予測し、その妥当性を評価すること。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和4年8月31日	・調査計画書について諮問
部 会	令和4年10月17日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、 地盤、水循環、日影、電波障害、景観、 廃棄物、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和4年10月31日	・答申

## 受 理 報 告 (10 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その1）	令和4年9月20日
2 変 更 届	妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和4年8月26日
	東金町一丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和4年9月14日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	(仮称)新宿駅西口地区開発事業	令和4年9月12日
	東金町一丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和4年9月14日
	福生都市計画道路3・3・3の1号新五日市街道線（福生市大字熊川）建設事業	令和4年9月20日

9月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和4年9月27日

■事後調査報告書

事業名：（仮称）日本橋一丁目中地区再開発計画（工事の施行中その1）

事業者名：日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項目	助言事項	回答
騒音・振動	<p>1</p> <p>騒音・振動による仕事などへの影響を訴える苦情があること、建設工事によって深夜2時まで66dB（<math>L_{A5}</math>）に及ぶ騒音が発生していることを踏まえ、今後の躯体工事等においても、環境保全のための措置を懈怠なく実施するとともに、騒音・振動の苦情に対して真摯に対応していただきたい。</p>	<p>問い合わせ等をいただいた際には現場工事担当者が先方に施工内容や施工時間等を説明した上で、騒音・振動の発生が小さい建設機械への変更等の対応を行うとともに、調整会議において工事関係者に情報共有を図りました。</p> <p>今後も問い合わせ等が発生した際には早急に原因を把握し対応を行うとともに、引き続き低騒音型の建設機械の採用等適切な工事方法の検討、工事工程の平準化及び建設機械の効率化等の環境保全のための措置を実施し、騒音・振動の影響の低減に努め、必要に応じて周辺住民の方への丁寧な説明、協議・調整を行い適切な対策を行う等、真摯に対応してまいります。</p>
騒音・振動	<p>2</p> <p>夜間工事の実施は望ましくないことを指摘しておきます。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施して下さい。</p> <p>建設作業による騒音、振動ともに、勧告基準値を下回っていた点は良かったと思います。ただ、振動については、予測値と事後調査での実測値の差が大き過ぎます。予測値と実測値の乖離が大きいと事後調査による検証の意味が薄れてしまいますので、予測時にはできるだけ事後調査時点に想定される条件で予測するようにして下さい。</p>	<p>昼間に実施可能な工程があれば工事工程を見直す等、夜間工事は最小限にとどめるよう検討するとともに、工事について周辺住民の方には丁寧な説明を行い、低騒音・低振動工法の採用等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>振動の予測においては、各建設機械における振動レベルの最大値を採用するとともに、建設機械がすべて同時稼働する条件として計算したことにより、予測値と実測値に乖離が生じたと考えております。</p> <p>今後、予測に用いる建設機械の振動レベルについては、できるだけ事後調査時点に想定される条件で設定できるよう、情報の収集に努め、予測値と実測値の乖離が小さくなるよう努めてまいります。</p>

■変更届

事業名： (仮称) 日本橋一丁目中地区再開発計画

事業者名： 日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

項 目	助言事項	回答
騒音・振動	<p>1</p> <p>工事計画の変更に伴って工事時間帯(夜間工事の実施)、主な建設機械の台数、工事用車両台数が変更されたため、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動、及び工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測の見直しが行われた。変更後の昼間の騒音・振動はいずれの予測結果も同程度であることは了解した。ただし、夜間の予測結果から、現状の騒音・振動への寄与度は低いものの、影響(増加量)がゼロではないこと、規制基準[参考]を下回っているものの、規制値との差は僅かであること、当該地域(商業地域)の夜間の環境基準値を大きく上回る騒音を発生していることを踏まえ、周辺環境を保全するための十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>夜間工事は最小限にとどめるよう検討するとともに、今後も低騒音型の建設機械の採用、低騒音工法の選択、建設機械の配置への配慮、建設機械の集中稼働を避ける工事工程の平準化及び工事用車両の集中化を避ける等、環境保全のための措置を実施し、周辺環境を保全するための十分な配慮を行い、引き続き影響の低減に努めてまいります。</p>
騒音・振動	<p>2</p> <p>夜間工事の実施は望ましくないことを指摘しておきます。昼間に実施可能な工程があれば、できる限り昼間に実施して下さい。 また、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測値が、いくつかの地点で基準値を上回っています(表7.2-8)。現況の道路交通騒音が大きいためには仕方ないとは思いますが、工事用車両の分散化を図るなど、できるだけ対応策を取って下さい。</p>	<p>昼間に実施可能な工程があれば工事工程を見直す等、夜間工事については最小限にとどめるよう検討するとともに、工事について周辺住民の方には丁寧な説明を行います。 また、今後も低騒音・低振動工法の採用等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努めてまいります。 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音については、工事用車両の分散化を図るべく、適切な車両の運行管理による工事用車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を実施し、騒音・振動の影響の低減に努めてまいります。</p>